

平成28年第7回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成28年7月12日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 嶋 谷 珠 美	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1	32号	田端中学校改築に伴う旧滝野川第七小学校校舎の解体について	了承
2	33号	稲付中学校改築に伴う稲付中学校校舎の解体について	了承
3	34号	東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部を改正する規則について	了承
4	35号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第7回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成28年7月12日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。
これより、平成28年第7回北区教育委員会定例会を開会いたします。
日程第1、報告32号、田端中学校改築に伴う旧滝野川第七小学校校舎の解体について、及び日程第2、報告第33号、稲付中学校改築に伴う稲付中学校校舎の解体について、一括して説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、お手元の報告の書面にに基づきまして、概要を説明いたします。まず第32号の田端中学校の解体についてでございます。

表紙をおめくりいただきまして、説明の欄でございます。旧滝野川第七小学校につきましては、閉校になった後、これまでの間、中里保育園の仮移転場所、また中里児童館の仮移転場所、それから福祉作業所の仮移転場所として暫定活用を図ってまいりましたが、8月末をもって全ての施設が退去という手順で進んでおります。それで、解体工事のほうは、9月議会で契約案件としてご承認いただいたのちに、工事に取りかかるということで、まずは、体育館、プールから解体を始めさせていただきます。その後、校舎の解体については、年明けの2月くらいからということで、予定をしているところでございます。なお、この解体工事につきましては、8月中旬に地域の説明会を行う予定でございます。

続きまして、報告第33号のご報告でございます。こちらのほうは、稲付中学校でございますけれども、稲付中学校につきましては、現在旧第三岩淵小学校のほうの仮移転先の整備をほぼ終わるところでございます。この夏休みの間に仮移転をいたします。その後、9月以降でございますけれども、解体工事に着手いたします。なお、解体工事の工事契約につきましては、9月の議会で契約の承認をいただく予定でおりますので、その後、解体工事に入らせていただきます。地域への解体工事のご説明については、夏休み明けの9月ぐらいを予定しているところでございます。

ご報告は、以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>それでは、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。</p>
	<p>次に日程第3、報告第34号、東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。</p>
子育て施策担当課長	教育長
清正教育長	子育て施策担当課長
子育て施策担当課長	<p>私の方から東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部を改正する規則についての説明をさせていただきます。</p>
	<p>冒頭、少し資料から離れますが、子ども未来部が所管する規則の取り扱いについて説明いたします。</p>
	<p>前回、6月28日の教育委員会臨時会では、教育委員会規則についてその一部を改正する規則を議案としてご審議をいただきました。子ども未来部が所管する事務及び規則の取り扱いにつきましては、東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則というものを、平成28年4月1日に施行してございます。その中で、事務につきましては、東京都北区規則をもって、教育委員会規則で定められた規定とみなすという取り扱いが定められております。つまり、子ども未来部所管の規則につきましては、教育委員会規則には位置づけられておりません。よって、今回の規則については、教育委員会ではなく、北区の手続きをもって改正の手続きがなされ、今回その旨をご報告させていただくという取り扱いにさせていただきます。</p>
	<p>では、内容に移ります。要旨でございます。国は幼児教育の段階的無償化に伴いまして、低所得世帯・多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て施行令の一部を改正する政令を、平成28年3月31日に公布いたしました。</p>
	<p>この政令の趣旨を踏まえ、規則改正を行うというものです。今回の政令を受けて取り組みといたしましては、5月25日の教育委員会臨時会で保育料の条例改正についてご説明をさせていただきましたが、子ども・子育て新制度に移行した幼稚園などにつきましては、条例ではなく、規則により保育料について規定しておりますので、保育園における条例改正と同様の内容で今回規則改正を行ったということでございます。</p>
	<p>具体的な改正の内容でございますが、資料を4枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。保育料の具体的な金額を定めております別表の備考欄を修正する形をとります。1ページにお戻りください。</p>
	<p>規則改正の内容(1)でございます。要保護世帯に係る特例措置の拡充でございます。年収約360万円未満相当世帯のうち、ひとり親世帯や在宅障害児の方がいらっしゃる要保護世帯では、保育料を無料とするものでございます。4枚おめくり</p>

いただいて、この表をごらんください。今、説明させていただきましたこの年収360万円未満相当の世帯というのは、区市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯というところに該当します。第2子以降は、現行のものも0円ですし、改正後も0円なわけですが、第1子につきましては、3,600円となっております。今回の改正によりまして、要保護世帯に該当すれば無料ということがございます。それに該当しなければ、3,600円といったような取り扱いでございます。

1ページにお戻りください。次に多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃についてです。年収360万円未満の世帯につきまして、多子計算にかかる年齢制限を撤廃するものでございます。幼稚園などの保育料につきましては、その園児に兄や姉がいても、その兄・姉が小学校4年生以上になると第何子といった数を数えるときのカウントからはずれてしまうという取り扱いになっておりますが、年収360万円未満世帯につきましては、生計を一にする世帯であれば、年齢に関係なく保護者からみて一人目を第1子としてカウントするといったような取り扱いに変更するものでございます。

次に(3)でございます。(3)は、非婚のひとり親家庭に関する寡婦(夫)控除のみなし適用をし、経済的な負担軽減を図るものです。

寡婦(夫)控除といいますのは、同じひとり親であっても、この非婚のひとり親と婚姻の後、死別・離別したひとり親、それを寡婦(夫)というわけですが、その非婚の方と死別・離別した方とでは、保育料の算定となる区民税・所得税の取り扱いが異なります。それを同一にしようということで、戸籍謄本を添付することで同様の取り扱いがされるようになるといったようなことでございます。

最後に、今後の予定でございます。早速、保育料を算定するシステムの改修に着手するとともに、在園保護者への案内を行います。なお、新制度に移行した幼稚園などでは、保育料の決定は、区の教育委員会で行っておりますが、保育料の徴収は、園で行っております。先ほどご説明いたしました規則改正の内容につきましては、保護者が担当課まで自己申告するといったことが必要となりますが、その結果を踏まえまして子育て施策担当課といたしましては、所管課は園に改定後の保育料を幼稚園に連絡し、今年度4月にさかのぼって還付など必要な手続を園のほうに行っていただくといったような手続きになります。

長くなりましたが、私からは以上です。

清正教育長

ご報告ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質問・ご意見はございませんようですので、これで本件に関するご報告は終了させていただきます。

次に日程第4、報告第35号、後援・共催事業に関する報告について事務局から

説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第35号、後援・共催事業に関する報告についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。今回は記書き以下、名義使用承認報告が4件と事業実績報告が7件となっております。

まず、1件目でございます。事業名が第44回北区ナイター陸上競技大会。主催者が北区陸上競技協会でございます。お示しのとおりの内容で、江東区夢の島陸上競技場を会場に行われます。

2件目でございます。事業名が2016チャイルドライン秋の東京キャンペーン。主催者が特定非営利活動法人東京シューレでございます。お示しのとおりの内容で、都内チャイルドライン実施運営団体及び東京シューレ事務局を会場に行われます。

恐れ入りますが、2ページをお開きください。3件目でございます。事業名がファミリーのつどい。主催者が一般社団法人実践倫理宏正会でございます。お示しの内容で、赤羽会館講堂を会場に行われます。

4件目でございます。事業名が第34回東京都中学校美術教育研究会第4ブロック板橋大会。主催者が、東京都中学校美術教育研究会でございます。お示しのとおりの内容で、板橋区立板橋第五中学校を会場に行われます。

恐れ入りますが、3ページをごらんください。事業実績報告となります。お示しの2件と裏面4ページの3件及び5ページの2件、合計で7件となりますが、後ほどご高覧いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

清正教育長

ご報告ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

事業実績報告ですけれども、例えば、1番の野球大会、これは今年の6月5日に終わって既に6月24日に報告を出されています。

それから、事業によっては、今年の2月、3月までつながっているのがあったので、6月30日に報告を受け取ったというのは分かります。

しかし、例えば3番あたりですね。大きなオーケストラの小さな音楽会というあたりは、昨年6月21日に行われて、報告受理が今年6月30日ということで、その期間があまりにも、1年たっているというあたり、本年度のことを承認するときに、それで果たしているいろいろな状況がつかめるのかなと思います。この報告の義務といいましょうか、それはどのような約束になっているのかを伺いたいと思います。

生涯学習・学校
地域連携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校
地域連携課長

事業報告につきましては、年間を通して申請した場合と単発で申請した場合がございまして、単発の場合は事業終了後おおむね一か月以内くらいに出してくださいという形でご案内しているところでございます。この文化振興財団につきましては、年間で事業計画を出されておりましたので、今後検討させていただきたいと思っております。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

一言忘れまして。いずれにしましても、後援とか共催ということで、大変効果を上げて成果があるということで、皆さん喜んでおられるということは大きく評価したいと思うのですが、この受理への日にちがあまりにもあいていたので、不思議に思いました。
以上です。

清正教育長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

森岡委員

教育長

清正教育長

森岡委員

森岡委員

東京都中学校美術教育研究会というのがあるのですが、具体的にはどのような研究会なのか分かるでしょうか。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長	<p>今回は東京都の中学校美術教育研究大会ということで、また第4ブロック大会ということで、板橋区、文京区、豊島区、北区の四つの区が協力して行うものでございます。</p> <p>初めに研究授業を行いますけれども、これについては板橋区、豊島区、北区の3区がそれぞれ授業を行うということで、板橋第五中学校という板橋区の中学校に集まりまして、それぞれ板橋区、豊島区、北区の先生方が授業を行うということでございます。北区につきましては、受講の生徒が板橋第五中学校に行き、授業を行うということでございます。その後研究協議がございまして、授業内容、指導方法について研究・協議を行い、最後に全体会議で今回の授業、研究協議について講師によって評価づけをしていただくということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森岡委員	教育長
清正教育長	森岡委員
森岡委員	我々も行って見ることはできるのでしょうか。教員だけでしょうか。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	対象は、全都の美術教育に携わる教員となっておりますけれども、一般の方で特別に参加が可能かどうかは、確認して、また連絡させていただければと思います。
清正教育長	<p>よろしいですか。ほかにかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、これで本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>以上で、本日の日程全てを終了いたしました。</p> <p>これもちまして、平成28年第7回教育委員会定例会を閉会させていただきます。</p>